

# 全国人民代表大会常務委員会の司法 鑑定管理問題に関する決定

2005年2月28日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 全国人民代表大会常務委員会の司法鑑定管理問題に関する決定

(2005年2月28日第十期全国人民代表大会常務委員会第14回会議で採択)

鑑定人と鑑定機関に対する管理を強化し、司法機関と公民、組織の訴訟における需要に応じ、訴訟の順調な進行を保障するために、ここに次の決定を制定する。

一 司法鑑定とは、訴訟において鑑定人が科学技術または専門知識を用いて、訴訟に係る専門的問題について鑑別と判断を行い、かつ鑑定意見を提出するものをいう。

二 国は次に掲げる司法鑑定業務を行う鑑定人と鑑定機関に対して登録管理制度を実施する。

(一) 法医学鑑定

(二) 物証鑑定

(三) 音声・映像資料の鑑定

(四) 訴訟の需要に応じ、国务院の司法行政部門が最高人民法院、最高人民検察院と協議して、鑑定人と鑑定機関に対して登録管理を実施すべきと認めたその他の鑑定事項  
法律が前項の規定に係る鑑定人と鑑定機関の管理に対して別に規定を定めている場合、その規定を適用する。

三 国务院の司法行政部門が全国の鑑定人と鑑定機関に対する登録管理業務を主管する。省級の人民政府の司法行政部門がこの決定の規定に基づいて、鑑定人と鑑定機関に対する登録、名簿作成、公告を行う。

四 次の各号のいずれかに該当する人は、司法鑑定業務の従業登録を申請することができる。

(一) 申請する司法鑑定業務に係る高級専門技術の資格を持っている。

(二) 申請する司法鑑定業務に係る専門開業資格または高等教育機関による関係分野の本科以上の学歴を持っており、関係の仕事を経営して5年以上従事している。

(三) 申請する司法鑑定業務に係る仕事を10年以上従事したことがあり、比較的高度の専門技能を持っている。

故意の犯罪または職務過失犯罪で刑事処罰を受けた者、公職除名の処分を受けた者、および鑑定人登録を撤回された者は、司法鑑定業務をすることはできない。

五 法人またはその他の組織が司法鑑定業務の従業を申請する場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(一) 明確な業務範囲。

(二) 業務範囲で司法鑑定を行うために必要な器具、設備を備える。

(三) 業務範囲で司法鑑定を行うために必要な、法律に基づく計量認証または実験室認可を受けた測定実験室がある。

(四) 各司法鑑定業務に三人以上の鑑定人がいる。

六 司法鑑定業務の従業を申請する個人、法人またはその他の組織について、省級人民政府の司法行政部門がこれを審査し、条件を満たした者を登録し、鑑定人と鑑定期間の名

簿に組み入れ且つ公告する。

省級人民政府の司法行政部門は鑑定人または鑑定機関の登録の増加と撤回の情況に基づいて、作成した鑑定人と鑑定機関の名簿を定期的に更新し且つ公告する。

七 捜査機関が捜査業務の必要に応じて設立した鑑定機関は、一般からの委託を受け司法鑑定業務に従事することはできない。

人民法院と司法行政部門は鑑定機関を設立することはできない。

八 各鑑定機関は所属関係にはない。鑑定機関が委託を受けて司法鑑定業務に従事する時、地域範囲の制限を受けない。

鑑定人は一つの鑑定機関で司法鑑定業務に従事しなければならない。

九 訴訟において本決定第二条の規定に掲げる鑑定事項について紛争が生じ、鑑定が必要な場合、鑑定人名簿に編入された鑑定人に鑑定業務を委託しなければならない。鑑定人が司法鑑定業務を行う時、所属の鑑定機関により委託を受ける。

鑑定人と鑑定機関は鑑定人と鑑定機関の名簿に記載される業務範囲で司法鑑定業務を行わなければならない。

鑑定人は訴訟法律の規定に基づいて回避を実行しなければならない。

十 司法鑑定では鑑定人が責任を持つ制度を実施する。鑑定人は鑑定を独立的に行い、鑑定意見に責任を持ち、かつ鑑定書に署名または捺印しなければならない。複数の人による鑑定で鑑定意見に意義がある場合、その旨を記載しなければならない。

十一 当事者が訴訟で鑑定意見に意義がある場合、人民法院が法に基づいて通知を行った後、鑑定人は出廷し証言しなければならない。

十二 鑑定人と鑑定機関が司法鑑定業務を行うとき、法律、法規を遵守し、職業道徳と職業規律を遵守し、科学を尊重し、技術規範に従わなければならない。

十三 鑑定人または鑑定機関がこの決定の規定を違反する行為がある場合、省級人民政府の司法行政部門が警告し、是正を命じる。

鑑定人または鑑定機関が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、省級人民政府の司法行政部門が三ヶ月以上一年以下の司法鑑定業務停止の処分を下す。情況が深刻な場合、登録を撤回する。

(一) 深刻な業務怠慢で当事者の合法的權益に重大な損失を招いた場合

(二) 虚偽の証明書類の提供またはその他の詐欺の手段で登録した場合

(三) 人民法院が法に基づいて通知したにもかかわらず、出廷して証言するのを拒否する場合

(四) 法律、行政法規の規定するその他の事項

鑑定人が虚偽の鑑定を故意に行い、犯罪を構成した者については法に基づいて刑事責任を追及する。犯罪を構成しない者については前項の規定を適用する。

十四 司法行政部門は鑑定人と鑑定機関の登録管理業務で厳格に法律を遵守し、司法鑑定の規範化、法制化を積極的に進まなければならない。職権の濫用と業務の怠慢で深刻な

結果を招いた直接の責任者に対して、その法的責任を追及しなければならない。

十五 国務院の司法行政部門が国務院の価格主管部門と協議して、司法鑑定の料金徴収項目と徴収基準を決定する。

十六 国務院の司法行政部門が鑑定人と鑑定機関に対する登録および名簿作成、公告を行う具体的な方法を作成し、国務院により批准される。

十七 この決定に揚げる用語の意味は次のとおりである。

(一) 法医学鑑定とは、法医学病理鑑定と法医学臨床鑑定、法医学精神病鑑定、法医学物証鑑定、法医学毒物鑑定が含まれる

(二) 物証鑑定とは、書類鑑定と痕跡鑑定、微量鑑定が含まれる

(三) 音声・映像資料の鑑定とは、録音テープとビデオテープ、磁気ディスク、光ディスク、図などの担体に記録された音声、画像など情報の真実性、完全性およびそれに反映される状況、過程に対して鑑定を行うことと、記録された音声、画像における言語、人体、物体に対して種類または同一の認定を行うことをいう。

十八 この決定は 2005 年 10 月 1 日より施行する。